

**2008SNA への対応：各課題論点整理**  
**(第一回研究会からの差替え分)**  
**(案)**

平成 25 年 4 月 26 日

内閣府 経済社会総合研究所

国民経済計算部

## 【C05】再保険を元受保険と同様に取り扱う

### 1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>再保険は元受保険と同様に扱う。元受保険会社と再保険会社間の取引は、連結を行わずに記録する<sup>1</sup>。</li><li>再保険会社が産出するサービスは、元受保険会社による中間消費として扱う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>再保険に係る取引は、元受保険の取引と連結<sup>2</sup>して記録され、再保険と元受保険の区分は行わない。</li></ul>

#### ① 2008SNA への対応で求められる事項

- 元受保険に連結して記録されていた再保険の取引を、元受保険の取引と分離して記録する（所得の第2次分配勘定における非生命純保険料、非生命保険金について、元受保険分と再保険分に分けて記録）。
- 再保険会社のサービス産出は、元受保険会社に中間消費されるものとして取り扱う。

#### ② 主要計数への影響（概念上）

- なし

### 2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA では、保険産出額の計測にあたり、元受保険と再保険を連結して記録している。具体的には、現実の収入保険料及び支払保険金からあらかじめ再保険分の収入保険料及び支払保険金をそれぞれ除いた「正味収入保険料」及び「正味支払保険金」を用いて保険産出額を推計・計上している。

### 3. 検討の方向性

- 次期基準改定における対応の考え方（案）

#### <×：2008SNA 勧告に沿った対応は不可>

- 再保険を元受保険と連結せず、分離して推計するには以下の式を用いる必要。  
再保険産出額＝受取再保険料－支払再保険金－支払準備金純増額＋財産運用純益  
＋受取手数料  
（支払準備金とは、支払備金と責任準備金を包含した概念）

- ここで、国内においては、元受保険会社同士が再保険を掛け合っており、会社ごとの受取再保険料や支払再保険金のデータについては基礎統計が存在するものの、支払準備金純増額等を計算するための支払備金や責任準備金等については再保険分のみに係る基礎統計がなく、決算書上でも元受保険部分との分離がなされていないことから再保険に係

<sup>1</sup> 1993SNA では、元受保険と再保険を一体として取り扱い、保険料、保険金ともに再保険分を控除したネットベースで記録することとされていた（例えば、保険産出額を推計する際に用いる「受取保険料」について、現実の収入保険料から再保険会社に支払う再保険料分を控除するなど）。こうした処理を「連結」と呼んでいる。

2008SNA では、このような連結を行わずに、元受保険と再保険をそれぞれ別個の取引として計上することが求められている（例えば、保険産出額を推計する際に用いる「受取保険料」について、元受保険、再保険ともそれぞれ現実の収入保険料を計上するなど）。

<sup>2</sup> 「連結」の意味については脚注1参照。

る部分のみを把握できない。このため、本勧告に対応することは困難。

#### **4. その他の留意事項**

##### **<基礎統計における扱い>**

- ・産業連関表においては、現行 JSNA と同様の取り扱いとしている。

##### **<諸外国における対応状況>**

- ・オーストラリア  
2008SNA 勧告に沿い、再保険は元受保険と同様に取り扱われている。

## 【F09】 保有利得税

### 1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保有利得に課される税は、課税ベース（実現された保有利得）が 2008SNA の所得の定義に含まれないとしても、引き続き所得・富等に課される経常税として記録される<sup>1</sup>。</li><li>・ 保有利得税について、重要であれば、別個の細分類項目として記録する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 左記と同様の記述（ただし、重要であれば別カテゴリーで示すべき旨の記述はない。）</li></ul>

#### ① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 保有利得税について、重要であれば、別個の細分類項目として記録する。

#### ② 主要計数への影響（概念上）

- ・ なし

### 2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 所得税や住民税に含まれる保有利得に課される税については、所得・富に課される経常税の内数として記録されている。

### 3. 検討の方向性

- ・ 次期基準改定における対応の考え方（案）

#### <●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・ 基礎統計である一般会計の決算書等からは、所得税について、保有利得金を把握することが不可能であり<sup>2</sup>、また、これを別個に表章する重要性・需要が増している状況ではないと考えられる。

### 4. その他の留意事項

#### <基礎統計における扱い>

- ・ 一般会計決算書等においては、所得税以下の単位は抽出不可能である。

#### <諸外国の導入状況>

- ・ オーストラリア

家計又は法人企業が支払う保有利得税は、保有利得が発生した期間に関係なく、税を支払うべき期間に記録する。保有利得税は、部門別所得勘定における所得税の一部として含まれている。

(⇒別個に表章することはしていない。)

<sup>1</sup> 2008SNA マニュアルにおいて、保有利得に課される税は通常名目かつ実現したキャピタルゲインに課される税としている（パラ 8.61.c）。

<sup>2</sup> 保有利得税に相当すると考えられる我が国の譲渡所得課税については、申告納税額が「国税庁統計年報」において 1989 年から 2006 年の間公表されていたが、現在は公表されていない。また、法人の譲渡利益については、益金として課税所得に含まれるものの、その税額を特定することはできない。